

議案第12号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部 改正について

次のとおり鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄

中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条— <u>第4条</u> ） 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等（ <u>第5条</u> —第24条） 第3章～第5章 略 附則 （定義）	目次 第1章 総則（第1条— <u>第5条</u> ） 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等（ <u>第6条</u> —第24条） 第3章～第5章 略 附則 （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）並びに産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。

(5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）をいう。

(6) 略

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設（現に廃棄物処理施設に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。

(4) 略

(5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

(6) 略

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(8)～(11) 略

(12) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をいう。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 略

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

(8)～(11) 略

(12) 関係市町村 その区域内に関係住民が居住する市町村をいう。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、紛争の予防及び調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第5条 略

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

第5条 略

(周知計画書の提出)

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 略

3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

第6条 略

(周知計画書の提出)

第7条 事業者は、事業計画書の提出に併せ、又は事業計画書の提出後速やかに、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 略

3 関係市町村長は、前項の規定による周知計画書の写しの送付があったときは、送付を受けた日から起算して14日を経過する日までの間、当該周知計画について知事に意見を述べることができる。

(現地調査等)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 略

(関係市町村長等への照会)

第8条 略

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第10条 略

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日（同条の規定による

2 略

(関係市町村長等への照会)

第9条 略

(広告及び縦覧)

第10条 事業者は、第8条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第11条 略

(意見書の提出)

第12条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第10条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日（同条の規定による

縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第12条 略

(指導及び助言)

第13条 略

(実施状況報告書の提出)

第14条 事業者は、第10条第1項又は第12条第2項の規定による関係住民への周知(以下「住民への周知」という。)を行ったときは、その実施状況を記載した書面(以下「実施状況報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(意見書等に対する関係市町村長の意見)

縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第13条 略

(指導及び助言)

第14条 略

(実施状況報告書の提出)

第15条 事業者は、第11条第1項又は第13条第2項の規定による関係住民への周知を行ったときは、その実施状況を記載した書面(以下「実施状況報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(意見書等に対する関係市町村長の意見)

第15条 知事は、第11条の規定による意見書の提出があったとき、第12条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(実施状況報告に対する通知)

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

第16条 知事は、第12条の規定による意見書の提出があったとき、第13条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、関係市町村長から、前項の規定による送付の内容に関連して意見を求めることができる。

3 前項の規定により意見を求められた関係市町村長は、意見を求められた日から起算して14日を経過する日までに意見を述べるものとする。

(実施状況報告に対する通知)

第17条 知事は、第15条の規定による実施状況報告書及び前条第3項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 略

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第14条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(意見の調整)

第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の

(2) 事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 略

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第15条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(意見の調整)

第18条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合又は第40条第1項の廃棄物処理施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第25条の規

解決を図ること。以下「意見の調整」という。)を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3～6 略

(意見調整結果の通知)

第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

定による公告が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。）を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3～6 略

(意見調整結果の通知)

第19条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。

2 略

(意見の調整の終結)

第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

(1)～(3) 略

(環境の保全に関する協定の締結)

第20条 略

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第21条 略

2 略

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

(3) 次条の規定により意見の調整を終結したとき。

2 略

(意見の調整の終結)

第20条 知事は、意見の調整の結果、事業者が実施した関係住民の理解を得るための対応が十分と認められ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

(1)～(3) 略

(環境の保全に関する協定の締結)

第21条 略

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第22条 略

2 略

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第6条から前条までの規定の例によるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第22条 略

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 条例手続は、事業者が第16条第1項第1号、第18条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知（以下「手続終了通知」という。）を受けたことをもって終了するものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第23条 略

(許可申請等の制限)

第24条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）を行う前に、この条例に規定する必要な手続を行わなければならない。

2 この条例に規定する必要な手続は、事業者が第17条第1項第1号、第19条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知を受けたことをもって終了するものとする。

3 第40条第1項の廃棄物処理施設の設置については、第18条第

1項の規定により当該廃棄物処理施設の設置について知事に意見の調整の申出があった場合に限り、前2項の規定を適用する。

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

2 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する

場合を含む。）又は第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物の処理状況を知事に報告するとともに、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

2 略

(設置等)

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告するものとする。

2 略

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会
(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第16条第2項、第17条第6項及び第18条第2項に規定する事項を処理すること。

(2)及び(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会
(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第17条第2項、第18条第6項及び第19条第2項に規定する事項を処理すること。

(2)及び(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第5条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。

(1) 第6条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。

(2) 第10条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。

(3) 第13条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。

(4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき。

(5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

(2) 第9条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。

(3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。

(4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき、又は同項に規定する書類を備え置かないとき。

(5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

3 知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(権限の委任)

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（第5条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(権限の委任)

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（第6条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属

する事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(適用除外)

第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成22年12月末を目途として、この条例の規定及び

する事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(適用除外)

第40条 環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の対象となる廃棄物処理施設の設置については、第7条から第17条までの規定は、適用しない。

2 移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年12月31日までに延長その他の所要の措

その実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 略

置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 略

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。